



山形県公報

平成17年9月27日(火)
第1679号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)...1037

告 示

鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する
 規約の一部を改正する規約.....(市町村課)...1038
 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...同
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農政企画課)...同
 県営土地改良事業計画の変更.....(最上総支庁農村計画課)...同
 土地改良区の役員の退任の届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...1039
 土地改良区の定款変更の認可.....(同)...同
 道路の区域の変更.....(最上総支庁建設総務課)...同
 県道の供用の開始.....(同)...1040
 開発行為に関する工事の完了.....(置賜総合支庁建築課)...同
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同
 県道の供用の開始.....(同)...同

教育委員会関係

告 示

財団法人の設立許可.....1041

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...同
 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...同
 県営住宅入居者の一般公募.....(最上総合支庁建築課)...1042
 同.....(庄内総合支庁建築課)...1044

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第69号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和37年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第10条の2第1項中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

第12条中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第16条の2第3項の表区域の欄中「鶴岡市」を「鶴岡市(平成17年9月30日における鶴岡市及び藤島町の区域に限る。)」に改め、「藤島町」を削り、「米沢市」を「米沢市、鶴岡市(平成17年9月30日における羽黒町、櫛引町及び温海町の区域に限る。)」に、「羽黒町、櫛引町、」を「及び」に改め、「及び温海町」を削り、「小国町、飯豊

町及び朝日村」を「鶴岡市(平成17年9月30日における朝日村の区域に限る。)小国町及び飯豊町」に改める。
第21条中「第10条の5第1項」を「第10条の4の2第1項」に改める。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

告 示

山形県告示第825号

鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を次のように定めた。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和60年12月6日施行)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鶴岡地区衛生処理組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

第1条中「鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合」を「鶴岡地区衛生処理組合」に改める。

附則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

山形県告示第826号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「年0.4パーセント」を「年0.375パーセント」に、「年0.8パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成17年9月9日から適用する。
- 2 平成17年9月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第827号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
中山間地域総合整備事業	北 月 山	平成14年3月20日

山形県告示第828号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営岩花地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営岩花地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
戸沢村役場
- 3 縦覧に供する期間
平成17年9月27日から同年10月26日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第829号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 川 利 吉	東置賜郡高畠町大字二井宿5478番地

山形県告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
東置賜郡二井宿土地改良区
- 2 事務所の所在地
東置賜郡高畠町大字二井宿1968番地の1
- 3 認可年月日
平成17年9月15日

山形県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字大滝字下野337番1から 同 字八敷代860番まで	旧	30.0メートル と 7.8	メートル 240
同 上	新	49.0メートル と 7.8	同上

山形県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年 9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成17年 9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大滝字下野337番 1 から
同 字八敷代860番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 9月27日

山形県告示第833号

次の開発行為は、完了した。

平成17年 9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成17年 6月27日 指令置総建第 3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 南陽市郡山字一早631番 1、631番 4、631番 5、631番10、638番 1、639番、640番1、857番 3、631番10先道路、631番10先水路、631番10先堤、638番 1 先堤、640番 1 先堤、640番 1 先水路、857番 3 先堤
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称 南陽市三間通38 - 1
章和開発 川井正市

山形県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年 9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成17年 9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市九野本字大久保2227番 5 から 同 2227番 1 まで	旧	10.0メートル ゝ 9.5	メートル 34
同 上	新	24.0メートル ゝ 9.5	メートル 36

山形県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年 9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成17年 9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市九野本字大久保2227番 5 から
同 2227番 1 まで

3 供用開始の期日 平成17年 9月27日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第14号

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、財団法人の設立を次のとおり許可した。

平成17年 9月27日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 伊 藤 晴 夫

法人の名称	主たる事務所の所在地	許可年月日
財団法人羽黒育英会	東田川郡羽黒町大字荒川字前田元89番地	平成17年 9月16日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成17年 9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年 9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

(2) 代表者の氏名

西村 修

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市南新町二丁目 3 番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民の自発的、主体的なNPO活動の発展を目指し、公共的な活動分野における協働を促進するとともに、それぞれの活動分野に関わるセクターに共通する活動基盤の整備を図り、地域等の公共的な課題に対応し、多様で自立した社会の実現につながる活動の育成支援を行うことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年 1月27日まで縦覧に供する。

平成17年 9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

主婦の店新斎店

鶴岡市東新斎町 7 番68号

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目 6 番 2 号

代表取締役 大川 一郎

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年5月14日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,672平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 87台
 - (2) 駐輪場の収容台数 45台
 - (3) 荷さばき施設の面積 329平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 101立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 終日営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
平成17年9月13日
- 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年1月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	区		公算戸数	区分	賃						要
		住宅形式	坪単価			収入が12万9000円以下の者	収入が13万,000円以下者	収入が13万,000円以上15万,000円以下者	収入が15万,000円以上17万,000円以下者	収入が17万,000円以上19万,000円以下者	収入が19万,000円以上22万,000円以下者	
県上1号棟(136号室)	新庄市金沢1501	3DK	51.2	1	一般用	11,600	14,100	15,700	19,300	22,300	25,600	3ヶ月分の家賃に相当する額
県上2号棟(201号室)	同 1512-3	同	55.7	1	同	13,100	15,900	18,800	21,700	25,100	28,800	
県上3号棟(216号室)	同 1281-4	同	63.5	1	同	15,900	19,300	22,900	26,400	30,500	35,000	

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年10月3日から同月7日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

5 入居の時期 平成17年11月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年9月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	区		公算戸数	区分	家賃						要 求 可	
		住宅形式	坪単価			収入が12万,000円以下の世帯	収入が130,000円を超え150,000円以下	収入が150,000円を超え170,000円以下	収入が170,000円を超え200,000円以下	収入が200,000円を超え250,000円以下	収入が250,000円を超え300,000円以下		収入が300,000円を超え350,000円以下
県営東第アパート1号	鶴岡市朝陽町6-25	3DK	55.7	1	一般用	14,100円	17,100円	20,300円	23,400円	27,000円	31,000円	3月分の家賃に相当する額	
同 芹原住宅	同 大寺芹原本町見附15-1	2DK	63.5	1	特定目的用(新築等)	16,500円	20,000円	23,600円	27,300円	31,500円	36,200円		
同 水広アパート1号B	同 水広町23-63	3DK	69.3	1	一般用	22,300円	27,000円	32,000円	36,900円	42,600円	48,900円		
同 ニがねアパート2号B	酒田市ニがね町一丁目21-11	同	58.4	1	同	16,000円	19,400円	23,000円	26,500円	30,700円	35,200円		
同 東果アパート3号B	同 東果町四丁目15-22	同	64.2	1	同	19,000円	23,000円	27,200円	31,400円	36,300円	41,700円		
同 鳥海アパート3号D	同 喜士見町三丁目2-118	同	65.4	1	同	21,800円	26,500円	31,300円	36,200円	41,800円	48,000円		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年10月5日から同月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(庄内事務所)

5 入居の時期 平成17年12月上旬